

広島県告示第五百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 広白岳六丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
呉市		広白岳六丁目						一二七五七番一		標柱一号	
								一二七八五番		標柱二号及び四号	
								一二七八四番		標柱三号、五号及び六号	
								一二七八六番四		標柱七号	
								一二七七九番一		標柱八号	
								一二七五七番二地 先市道敷		標柱九号	